

本書は、該当する項目を○で囲み、申込書と一緒に提出してください（写しをとることをお勧めします）。

## 社会福祉主事の任用資格について

社会福祉主事の任用資格のみを有する方は、次の（1）、（2）のいずれかを○で囲んでください。

（1）社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目（下表参照）のうち、大学等において、3科目以上履修し卒業すること ※該当する科目を○で囲んでください。

（2）社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること  
※修了年月日をご記入ください。 年 月 日

### ■上記（1）の「社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目」

①平成12年4月1日以降に大学に入学された方 <u>※科目の読替が適用されます（下記参照）。</u>					
社会福祉概論	社会福祉事業史	社会福祉援助技術論	社会福祉調査論	社会福祉施設経営論	社会福祉行政論
社会保障論	公的扶助論	児童福祉論	家庭福祉論	保育理論	身体障害者福祉論
知的障害者福祉論	精神障害者保健福祉論	老人福祉論	医療社会事業論	地域福祉論	法学
民 法	行政法	経済学	社会政策	経済政策	心理学
社会学	教育学	倫理学	公衆衛生学	医学一般	リハビリテーション論
看護学	介護概論	栄養学	家政学		
②平成12年3月31日までに大学を卒業された方 <u>※科目の読替は適用されます（下記参照）。</u>					
社会福祉概論	社会福祉事業史	社会福祉事業方法論	社会調査統計	社会福祉施設経営論	社会福祉行政
公的扶助論	児童福祉論	保育理論	身体障害者福祉論	知的障害者福祉論	老人福祉論
医療社会事業論	地域福祉論	協同組合論	法律学	経済学	心理学
社会学	社会政策	経済政策	社会保障論	教育学	刑事政策
犯罪学	倫理学	生理衛生学	公衆衛生学	精神衛生学	医学知識
看護学	栄養学				

### ○科目の読替えの範囲等について

指定科目の名称及び読替の範囲に掲げる科目の名称（以下「科目名」という。）が次のいずれかに該当する場合については、読替の範囲に該当するものとして取り扱って差し支えない。

（1）科目名の末尾に、「原論」、「（の）原理」、「総論」、「概論」、「概説」、「論」、「法」、「（の）方法」及び「学」のうち、いずれかの語句又は複数の語句が加わる場合

（2）「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容について」（平成12年9月13日付、社援第2074号厚生省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉主事養成機関における授業科目の目標及び内容」に示す教育内容が全て含まれる場合であって、科目名の末尾に「I、II」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合

（3）（1）及び（2）のいずれにも該当する場合

（例1）「社会政策」に相当する科目を行う場合

- ・（1）に該当する場合 「社会政策論」、「社会政策総論」等でも可。
- ・（2）に該当する場合 「社会政策I」及び「社会政策II」等でも可。
- ・（3）に該当する場合 「社会政策論I」及び「社会政策論II」等でも可。

（例2）「介護概論」に相当する科目を行う場合

- ・（1）に該当する場合 「介護福祉原論」、「介護福祉総論」、「介護福祉学総論」等でも可。

- ・(2)に該当する場合 「介護概論Ⅰ」及び「介護概論Ⅱ」等でも可。
- ・(3)に該当する場合 「介護福祉概説Ⅰ」及び「介護福祉概説Ⅱ」等でも可。

科目名	読替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉、社会福祉の原理と政策
社会福祉事業史	①社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 ②日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史の2科目
社会福祉援助技術論	①社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ②「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」の2科目 ③「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」、「ソーシャルワークの理論と方法」、「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の4科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会福祉調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、貧困に対する支援
児童福祉論	①児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 ②「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「家庭福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目 ③児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉
家庭福祉論	①家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 ②「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目 ③児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、児童・家庭福祉
保育理論	保育
身体障害者福祉論	①身体障害者福祉 ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。) ③障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉と知的障害者福祉の内容を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。) ④障害者に対する支援と障害者自立支援制度、障害者福祉、障害福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者保健福祉の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論の3科目に該当する。)
知的障害者福祉論	①知的障害者福祉 ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(知的障害者福祉論の内容を含んでいるものに限って該当する。) ③障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉(身体障害者福祉と知的障害者福祉の内容を含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。)

	④障害者に対する支援と障害者自立支援制度、障害者福祉、障害福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者保健福祉の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論の3科目に該当する。）
精神障害者保健福祉論	①精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉 ②障害者に対する支援と障害者自立支援制度、障害者福祉、障害福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉、知的障害者福祉、精神障害者保健福祉の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論の3科目に該当する。）
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法学	法律学、基礎法学
民法	民法総則
行政法	－
経済学	経済、基礎経済
社会政策	社会政策、労働経済
経済政策	－
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学と心理的支援
社会学	社会理論と社会システム、社会学と社会システム
教育学	教育
倫理学	倫理
公衆衛生学	公衆衛生
医学一般	医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学
看護学	看護、基礎看護
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本
栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学
家政学	家政

#### ※ 科目読替の個別認定

上記の読替えの範囲に含まれない名称の科目であっても、授業内容が指定科目に合致するということで、厚生労働省が大学及び短期大学に個別に読替を認定している場合があります。